

保健所からのお知らせ



令和3年度
小規模企業健診申込期限のお知らせ

令和3年度の小規模企業健診の申込の期限は4月9日（金）までとなります。

保健所で小規模企業健診をお考えの事業者様は期日までに保健所までご連絡ください。

なお、今年度に限り期限を過ぎた場合にも別途ご相談をお受けいたしますが、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

※緊急を要する事案が発生した場合、健診は中止とさせていただきます。

★保健所事業案内★

肝炎

肝炎ウイルス検査（B・C型） **有料** **無料**
要予約、事前にご連絡ください

エイズ

エイズ（HIV抗体）・性感染症検査 **無料**
要予約、匿名で受診できます

アルコール

アルコール依存症教室 **無料**
原則第二火曜日午後2:00～3:30
事前にご相談ください

検便

検便（細菌培養）検査 **有料**
午前9:00～12:00
容器は事前に取りに来てください
検査日
・4月19日 月曜日
・5月17日 月曜日
・6月14日 月曜日

看護師募集！

勤務場所：東京都島しょ保健所八丈出張所
勤務期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日
勤務日数：月2～3日 半日又は一日
勤務内容：健康診断の補助業務
資格：看護師免許を有する方
賃金等：東京都の規定により支給
応募方法：下記までご連絡ください。
面接の上決定します。
<連絡先>電話 2-1291 保健所保健師まで

編集後記

最近、学生時代に読んだ本をよみかえす機会がありました。数十年前の本ですが、「いつか小型パソコンを内蔵した腕時計が発明される」と作中にありました。当時はまるでSFの世界でしたが、今になると実現しているなど思い1人で感動していました。世の中はすごい速さで進んでいる、今を大事にしようと思えるいい機会でした。八丈島に赴任して1年がもうすぐ経ちます。2年目も大事に過ごしていきたいです。

保健マンガ はちとジョー vol.62
by・たかまつやよい



令和3年(2021年)
春号
(4・5・6月)

八丈保健所だより

令和3年3月発行 第388号 印刷番号(2)1 東京都島しょ保健所八丈出張所 〒100-1511 八丈町三根 1950-2 TEL.04996(2)1291 S0000327@section.metro.tokyo.jp

動物の愛護及び管理に関する法律
が改正されました

令和2年6月より順次施行

● 適正飼養が困難な場合の繁殖防止措置が義務化されました

ペットの数が増えすぎると、全ての動物に十分な世話を行うことができなかつたり、糞尿の管理が行き届かず生活環境が悪化するなど、適切に飼うことが難しくなる場合があります。

犬や猫の所有者は、そのような状況にならないよう、適正な飼養が困難となるおそれがある場合、不妊去勢手術などを行い、繁殖させないよう対策を行うことが義務付けられました。

● 愛護動物の虐待・遺棄に対する罰則の強化



みだりに殺し、傷つけた場合
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

虐待・遺棄した場合
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

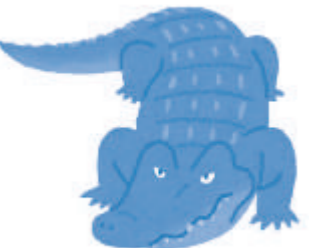
※犬や猫を捨てることは犯罪です。

● 特定動物に関する規制の強化

この法律では、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれがある動物を「特定動物」として指定しており、飼養・保管をする場合には都道府県知事の許可が必要です。

- 今回の法改正により、以下のとおり規制が強化されました。
- ・特定動物を愛玩目的で飼養・保管することが禁止されました。
- ・特定動物の対象に、特定動物が交雑して生じた動物が追加されました。

この他にも、令和4年6月までに、マイクロチップの装着に関することや第一種動物取扱業に関することなども、順次施行されます。詳細については、東京都のホームページをご覧ください。
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/kaisei/kaiseiaigohou.html>)



4～6月は狂犬病予防注射月間です！

犬の飼い主には、飼い犬に狂犬病予防注射を毎年受けさせることが義務付けられています。
集合注射の日程等の詳細は町・村の広報等でご確認ください。

お酒が減らせない！
やめられない！

ご存じですか？アルコール依存症



お酒がおいしく感じる季節です。一方で、去年からの新型コロナウイルス感染症の影響で、家で過ごす時間が長くなり、ストレス解消の目的でついお酒に手が伸びる機会はありませんか？百薬の長と呼ばれるお酒も、多い量は心と体に影響を及ぼします。お酒の量のコントロールができなくなっている場合、アルコール依存症が隠れているかもしれません。

アルコール依存症について知ろう！

Q アルコール依存症ってどんな病気？

A 大量のお酒を長期にわたって飲み続けることで、お酒がないといられなくなる状態です。その影響が精神面にも、身体面にも表れ、仕事ができなくなるなど生活面にも支障が出てきます。またアルコールが抜けると、イライラや不眠、吐き気、手の震え、発汗などの離脱症状が出てくるので、それを抑えるために、また飲んでしまうといったことが起こります。(厚生労働省より)

Q どのくらい飲むと依存症になるの？

A 1日のアルコールの摂取の**推奨量は20g**です。**推奨量の3倍である60g**を超えると依存症のリスクが高まり、依存症だけでなく心身に大きな影響を与えます。

★一日の推奨量アルコール20gの目安★

ビール5%ロング缶であれば1本(500ml)

日本酒であれば1合(180ml)

ウイスキーであればダブル(60ml)

焼酎25度であればグラス1/2杯(100ml)

ワインであればグラス2杯弱(200ml)

缶チューハイ7%であれば缶1本(350ml)

推奨量の3倍
以上の摂取



依存症の他、高血圧、
糖尿病、うつ病、認知
症など...

Q 依存症になったらどうするの？

A 依存症という病気は、糖尿病などと同じような慢性疾患であり、じっくりとつきあっていくことが大切です。治療では、通院による内服や、同じ目的を持つ仲間とつながる自助会などを通して回復の足掛かりをつくります。また、依存症は周囲の適切な対応が大切であるため、ご家族もご本人への適切な接し方を学ぶ必要があります。

お酒のコントロールが難しいのは意志の弱さ、根性がないから・・・ではありません

保健所では保健師によるお酒に関する相談をお受けしています。次のような時はお気軽にご相談ください

- ・お酒の量を減らしたいが、どうしたらいいかわからない。
- ・お酒を減らすように周囲から言われているが、本当に減らした方がいいのだろうか。
- ・家族のお酒の飲み方が心配。
- ・お酒を飲む家族が借金をしたり、嘘をつくことがあり困っている。
- ・お酒を飲む家族から暴言や暴力を受け、困っている。



お知らせ：R3年度からお酒とのつきあい方、ご家族の対応について知るためのアルコール依存症教室を月1回開催予定です。ご興味のある方はご連絡ください。(保健指導担当 2-1291)

島しょ保健所八丈出張所の業務を紹介します



地域保健推進に関すること

1. 広報普及及び啓発

- ・保健所だよりの発行(年4回、全戸配布)など

感染症・精神保健・難病・健康診断などに関すること

1. 感染症・エイズ対策

感染予防の普及啓発、感染症発生時の調査や保健指導を行っています。

- ・HIV検査・性感染症検査(梅毒・クラミジア・淋菌)：月1回、予約制、匿名、無料
- ・ウィルス肝炎検査(B型およびC型)：月1回、予約制

2. 結核対策

結核と診断された方への療養・服薬支援、服薬終了後の経過観察を行っています。

必要に応じて、接触した方の健診等も行っています。

3. 精神保健福祉対策

心の健康に関する相談等を行っています。

4. 特殊疾病対策(難病対策)

在宅療養中の方が安心して療養生活を送るために、療養上の相談等を行っています。

5. 母子保健

障害のあるお子さんの相談等を行っています。

6. 健康相談事業

感染症法や労働安全衛生法などに定められた健康診断を、予約制で実施しています。

申込み・問合せは、健診担当まで事前にご連絡をください。

- ・事業所を対象とした集団健診：予約制

食品衛生・栄養・環境衛生・動物愛護などに関すること

1. 食品衛生

飲食によって発生する危害の発生を防止し、地域住民の健康の保護を図ることを目的に業務を行っています。

- ・食品関係事業所(飲食店・食品製造施設・食品販売施設等)の営業許可に関する業務
- ・食中毒の調査及び検査など

2. 保健栄養

給食施設等に対する栄養管理・給食管理に関する指導・助言や、健康に関する個別相談等を行っています。

3. 環境衛生

生活に係る衛生管理が必要な施設に関する届出・許認可(開設・変更・廃止等)、衛生管理指導(監視)、相談対応、健康危機対応等を行うと共に、環境衛生に関する一般相談等も行っています。

- ・理美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業(民宿、旅館、ホテルなど人を宿泊させる施設)等の営業許認可等

4. 獣医衛生

と畜場における検査と施設の衛生管理に対する監視・指導、動物の適正な飼養や動物由来感染症に関する普及啓発や苦情・相談への対応等の動物愛護管理業務及び化製場法の許可施設に対する監視指導業務を行っています。

(注意) 飼犬の登録及び狂犬病予防注射に関する業務は各町村の業務になっています。

医事・薬事などに関すること

1. 医事衛生

- ・診療所・施術所等の許可・諸届の事務及び立入検査
- ・医師・歯科医師・薬剤師・看護師などの医療資格者の免許申請及び諸届の事務などを行っています。

2. 薬事衛生

- ・薬局・医薬品販売業・医療機器販売業等の許可・諸届の事務及び立入検査
- ・毒物劇物販売業等の登録・諸届の事務及び立入検査などを行っています。

